

広情個審第90号

平成31年3月5日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求について（答申）

平成28年5月26日付け広市教総第25号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第161号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年5月26日付け広市教総第25号の諮問事案（諮問第161号事案）

平成27年12月2日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成28年3月31日付け広市教総第153号で行った公文書部分開示決定に対する同年4月8日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件開示請求について、市立高校の生徒会会計に関する情報を全て開示せよ。

(2) 審査請求の理由

生徒会会計については生徒会とは生徒の自治によるものだが、会計については学校の管理下で行っている以上、部分開示は許されない。

生徒会に関する情報は全て開示するべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、次のとおりである。

開示しなかった情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号の規定により不開示とすることが適当であると判断したもの又はPTA及び同窓会の経理に関する情報であり、公にすることにより法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号の規定により不開示とすることが適当

であると判断したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号該当性について

生徒の氏名及び印影は、条例第7条第1号にいう「個人に関する情報（・・・）であって、・・・特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

したがって、生徒の氏名及び印影は、条例第7条第1号に該当し、不開示とすべきである。

(2) 条例第7条第2号該当性について

P T A及び同窓会は、条例第7条第2号にいう「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）」であって、P T A及び同窓会の生徒会に対する補助金の金額等は、同号の「公にすることにより当該法人等・・・の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」に該当する。

したがって、P T A及び同窓会の生徒会に対する補助金の金額は、条例第7条第2号に該当し、不開示とすべきである。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 5. 26	広市教総第25号の諮問を受理（諮問第161号で受理）
31. 1. 23 (第1回審査会)	第1部会で審議
31. 2. 19 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹